

公募型企画競争に関する公告

次のとおり公募型企画競争に付します。

平成29年1月31日

経理責任者

独立行政法人地域医療機能推進機構本部

総務部長 割田 亥知朗

1. 競争に付する事項

(1) 件名

独立行政法人地域医療機能推進機構における医療機器保守費用の削減事業

(2) 仕様等

競争説明書による。

(3) 履行期間

契約締結日から平成32年3月31日まで

(4) 選定方法

競争説明書に定める評価方法をもって行う。

2. 競争参加資格

(1) 次の事項に該当する者は、競争に参加する資格を有さない。

- ① 当該契約を締結する能力を有しない者（未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者を除く。）及び破産者で復権を得ない者
- ② 以下の各号のいずれかに該当すると認められるときから3年を経過していない者（その者を代理人、支配人その他の使用人として使用する者についてもまた同じ。）
 - (ア) 契約の履行に当たり故意に業務を粗雑にし、又は業務に関して不正の行為若しくは業務の遂行に当たって遵守しなければならない事項に反したとき
 - (イ) 公正な競争の執行を妨げたとき又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために談合したとき
 - (ロ) 交渉権者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき
 - (エ) 競争の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき
 - (オ) 正当な理由がなく、当機構との契約を履行しなかったとき
 - (カ) その他、当機構に著しい損害を与えたとき
 - (キ) この項（この号を除く。）の規定により競争に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用したとき
 - (ク) 監督又は検査の実施に当たり当機構が委託した者の職務の執行を妨げた者

- ③ 独立行政法人地域医療機能推進機構反社会的勢力への対応に関する規程第2条に該当しない者であること。
 - ④ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行う者。（落札者となった場合には、別に定める誓約書を提出するとともに、必要に応じ役員名簿の提出及び当該役員について警察当局に照会することについて、あらかじめ承諾すること。）
 - ⑤ その他当機構が不相当と認める者
- (2) 次の事項に該当する者は、競争に参加させないことがある。
- ① 競争前提出書類等に虚偽の事実を記載した者
 - ② 経営の状況又は信用度が極度に悪化している者
- (3) 次の要件をすべて満たしている者であること。
- ① 平成28年度以降、全省庁統一参加資格「役務の提供等」のA、B又はCの等級に格付けされ、全国8ブロックにおいて競争参加資格を有する者であること。
 - ② 本事業を実施するために必要な資格等を有する者であること。
 - ③ 競争説明書の交付を受けた者であること。
 - ④ 競争説明書において示す暴力団排除に関する誓約事項に誓約できる者であること。
 - ⑤ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てをしていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをしていない者。（なお、会社更生法に基づき更生手続開始の申立てをした者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てをした者にあつては、手続開始の決定がなされた後において当局の参加資格の再認定を受けている者（再認定後の競争参加資格による。))。
 - ⑥ 不正及び不誠実な行為がないこと。

3. 競争手続等

- (1) 受付担当部署及び問い合わせ先

〒108-8583

東京都港区高輪3-22-12

独立行政法人地域医療機能推進機構本部 総務部総務課会計係

電話：03-5791-8255（会計係直通）

- (2) 競争説明書（応募関係書類）の交付方法

本公告の日から平成29年2月23日（木）までの土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く9時30分から17時まで上記（1）問い合わせ先に連絡の上、「機密保持に関する誓約書」（本公告に添付）と引き換えに交付する。なお、来所が困難な者については、郵送にて交付を行うので、上記担当部署へ期日に余裕を持って早めに連絡すること。

（郵送費用は交付請求者負担とする）

- (3) 応募企画書等の提出期限

平成29年2月27日（月）17時まで

- (4) 企画競争（プレゼンテーション）及び見積書開封の日時
平成29年3月2日（木） 詳細は別途通知する。
- (5) 企画競争（プレゼンテーション）及び見積書開封の場所
東京都港区高輪3-22-12
独立行政法人地域医療機能推進機構本部
- (6) その他
提出された応募書類等は原則返却しない。

4. その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 契約保証金等
免除
- (3) 契約の相手方の決定方法
 - ① 競争に参加する者の必要参加資格に関する事項を満たす者から受理した応募企画書及び独立行政法人地域医療機能推進機構契約事務取扱細則（平成26年細則6号）第34条の規定に基づいて作成された予定価格を下回らない価格で応募者が提示した見積書をそれぞれ点数評価し、当該点数を合計して得た数値が最も高い者を第一交渉権者とする。
 - ② 第一交渉権者となるべき者が2者以上あるときは、評価基準を基に算出される価格点が最も高い者を第一交渉権者とする。この場合に、価格点が最も高い者が2者以上いる場合は、当該者によるくじ引きにより交渉順位を決定する。
 - ③ 契約の第一交渉権者が決定した時は直ちにその者と交渉し、契約価格が決定した場合は、その者を契約の相手方とする。ただし、その交渉が不調となり、又は交渉開始から10日以内に契約締結に至らなかった場合には、経理責任者は交渉順位に従い他の交渉権者と交渉を行うことができる。
 - ④ 本競争に当たって、目的物に係るプレゼンテーションを、平成29年3月2日に予定しており、詳細は競争説明書による。
- (4) 応募に関する留意事項
 - ① 資料の取扱い
発注者が提示する資料は、競争参加申請に係る検討資料とし、それ以外の目的で使用することを禁止する。また、この検討の範囲内であっても、発注者の承諾を得ることなく第三者にこれを使用させ、又は、内容を提示することを禁止する。
 - ② その他
発注者が提示する資料及び回答書は、競争説明書等と一体のものとし、同等の効力を有するものとする。なお、応募に当たって必要な事項が生じた場合には、応募事業者に通知を行う。

(5) 契約書の作成の要否
要

(6) 詳細は、競争説明書による。

以上

機密保持に関する誓約書

平成 年 月 日

独立行政法人地域医療機能推進機構本部
総務部長 割田 亥知朗 殿

住 所 (所在地)

氏 名 (法人名) 印
(代表者名)

電話番号 : () -

E-mail : _____

_____ (以下「当法人」という。)は、独立行政法人地域医療機能推進機構における医療機器保守費用の削減事業の検討 (以下「本件目的」という。)を行うにあたり、貴機構から当法人に対して開示される機密情報 (以下「機密情報」という。)の取扱いに関し、以下各条のとおり誓約します。

(機密情報の定義)

第1条 本件機密情報とは、本件目的の実施にあたって書面・口頭その他開示の方法を問わず開示される一切の情報をいいます。ただし、以下のいずれかに該当する情報については、この限りではありません。

- (1) 開示を受ける以前より、自ら保持し、又は第三者から入手していた情報。
- (2) 開示を受ける時点で既に公知であった情報、又はその後公知となった情報。
- (3) 守秘義務を負わない第三者から正当に入手した情報。
- (4) 当法人が機密情報を利用せずに独自に開発した情報。
- (5) 貴機構から書面により開示の承認を得た情報。

(機密情報の取扱い期間)

第2条 本誓約書の有効期間は、貴機構が存続する期間継続するものとします。

(表明及び保証)

第3条 貴機構が機密情報の内容の正確性、完全性及び最新性につき何らの表明及び保証 (明示か黙示を問わない。)を行わないことを当法人は了承します。

2 当法人は、機密情報が不正確であった場合等においても、これについて貴機構に対し損害賠償の請求その他一切の異議を申し立てないものとします。

(機密情報の取扱い)

第4条 当法人は、機密情報について厳に機密を保持し、本件目的のみのために使用するものとし、本誓約書において認められた場合を除き、第三者にこれを開示し、漏洩し、公表しません。

2 当法人は、当法人及びその関連法人の法人内においても、本件目的達成のために関係する、必要最小限の役員及び一部特定の従業員以外の役員及び一般従業員に対しては、一切情報を開示せず、また情報の開示を受ける一部特定の従業員に対しても、在職中及び退職後においても機密を完全に厳守せしめ、かつ本件目的以外に使用させないよう万全の措置を講じます。

(機密情報取扱いの例外)

第5条 当法人は、機密情報の開示の相手方として事前に貴機構の書面による同意を得た者及び次に掲げる者に対して、合理的に必要とされる範囲の情報を開示することができるものとします。

- (1) 顧問弁護士、会計監査人
- (2) 機密の厳守及び本件目的以外の利用禁止を条件として、本件目的の実施に関し助言を求める会計士、その他外部の専門家
- (3) 裁判所又は行政庁から法令に基づき機密情報の開示にかかる命令を受けた場合における当該官公署
- (4) 法令に基づき当法人を監督する官公署又は団体からその監督の目的のために機密情報の開示にかかる要請を受けた場合における当該官公署又は団体

(善管注意義務)

第6条 当法人は、善良なる管理者の注意をもって、貴機構又は貴機構の指定する者より交付を受けた機密情報に関する調査報告書、書類、図面、見本その他一切の資料を保管使用します。

(機密情報の返還)

第7条 当法人は、本件目的の実施が終了したとき又は貴機構より請求を受けたときには、直ちに開示された本物件に関する一切の機密情報を、貴機構の指示に従い貴機構に返還又は当法人の責任において破棄します。

(損害賠償)

第8条 貴機構は、当法人が本誓約書に違反したことにより貴機構が損害を受けた場合は、当法人に損害賠償を請求できるものとします。

(準拠法及び管轄裁判所)

第9条 本契約は日本法を準拠法とし、本契約に係る問題は日本法に従って取り扱うものとします。
2 当法人は本誓約書に関し、争いが生じた場合は、東京地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とすることに同意します。

以 上